

# 香川県暴力団排除推進条例の一部改正についてパブリック・コメント(意見公募)を実施します

## 1 意見を募集する条例改正案

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例 (案)

## 2 条例改正の趣旨

公益通報者保護法の改正に伴い、香川県暴力団排除推進条例に規定する暴力団排除通報に関して、保護される通報者の対象を拡大するため、同条例について所要の改正を行うものです。

## 3 意見募集期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月24日(水)まで

## 4 案と関係資料(別紙)

- ① 香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例 (案)の概要
- ② 関係資料:同条例における新旧対照表
- ③ 関係資料:公益通報者保護法新旧対照表

## 5 意見の提出方法

- ① 条例 (案)の概要についての意見は、下記の提出先へ郵送(令和8年6月24日消印有効)、持参、FAX、電子メールで提出してください。電話による受付はしません。
- ② 意見を記載する様式は任意ですが、氏名、住所、電話番号を明記してください。意見の内容以外は公表しません。
- ③ 意見は、日本語による文書(電子文書を含みます。)で提出してください。
- ④ 意見が大部になる場合には、要約を添付してください。

## 6 募集結果の発表方法

提出された意見は、これに対する香川県の考え方とともに整理した上で、県警察の情報公開コーナー、県下各警察署、県民室、各県民センターの窓口と、県及び県警察のホームページ上で令和8年8月頃に発表します。意見について、直接個別に回答することはしません。

## 7 提出先(問い合わせ先)

香川県警察本部刑事部捜査第二課  
〒760-8579 高松市番町四丁目1番10号  
電話:087-833-0110/FAX:087-833-0175  
電子メールアドレス:kssousa2@pref.kagawa.lg.jp